

平成 24 年度 鹿児島大学法科大学院 既修者認定試験（二次募集）
刑事訴訟法 出題意図

設問 1

本問の事例は、殺人の共同正犯において、実行行為者が Y であると特定する訴因によって公訴提起がなされたのに対し、裁判所が、公判での審理経過を踏まえて、訴因変更の手続きを経ることなく、実行行為者を「Y 及び X の両名」と認定したものである。訴因の記載とは異なる実行行為者を認定するにあたって、訴因変更の手続きを経る必要がなかったか否かが問題となる。本問と類似の事例について、最決平成 13 年 4 月 11 日刑集 55 卷 3 号 127 頁が判断を示しているところである。解答にあたっては、この最高裁判例が示した判断基準を前提に、具体的な事案に即して判断を行うことが求められる（もちろん、判例とは異なる立場によっても差し支えはない。しかし、その場合であっても、判例の存在じたいを無視すべきではないだろう）。

設問 2

本問は、おとり捜査の適法性について、簡潔な解説を求めるものである。おとり捜査は法令上の用語ではないため、まずその一般的な定義を説明する必要がある。そのうえで、最決平成 16 年 7 月 12 日刑集 58 卷 5 号 333 頁が、当該事案との関係において示したおとり捜査の適法性に関する判断を前提に、代表的な学説の展開なども踏まえつつ、その適法性の判断基準を正確に論じることが求められている。